

# 令和元年第18回教育委員会議事録

令和元年11月27日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和元年11月27日(水)午後2時00分～午後2時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 久保田 福美

委員 伊井 希志子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士  
教育人事企画課長

学校整備部長 中村 一郎 生涯学習担当部長 安藤 利貞  
担当部 中央図書館長

庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 村野 貴弘

特別支援教育課長 正富 富士夫 学校支援課長 市川 雅樹  
就学前教育支援センター長

学校整備課長 渡邊 秀則 学校整備担当課長 岡部 義雄

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター長 平崎 一美  
所

済美教育センター 東口 孝正 済美教育センター 古林 香苗  
統括指導主事 統括指導主事

済美教育センター 宮脇 隆 中央図書館長 加藤 貴幸  
教育相談担当課長 次 館長

副参事 倉島 恭一  
(子どもの居場所づくり担当)

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 小野 謙二

傍聴者 1名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第79号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第80号 杉並区職員の退職手当に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第81号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### (報告事項)

- (1)令和2年度学校給食調理業務委託新規実施校について
- (2)令和元年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について
- (3)杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

## 目次

### 議案

議案第79号	杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	12
議案第80号	杉並区職員の退職手当に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第81号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	15

### 報告事項

(1) 令和2年度学校給食調理業務委託新規実施校について	4
(2) 令和元年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について	7
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	11

**教育長** ただいまから、令和元年第18回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、對馬委員、折井委員から欠席の旨のご連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案3件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入りますが、本日の議案につきましては、いずれも「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく、区長からの意見聴取案件として、区的意思形成過程上のものとなっております。

従いまして、議案の審議につきましては、同法第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案の審議につきましては、非公開といたします。

それでは、まず、報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番「令和2年度学校給食調理業務委託新規実施校について」、学務課長からご説明いたします。

**学務課長** 令和2年度学校給食調理業務委託新規実施校について、ご報告させていただきます。

杉並区行財政改革推進計画に基づきまして、下記のとおり学校給食調理業務を民間事業者へ委託することといたしましたので、ご報告いたします。

新規委託校につきましては、中学校1校、富士見丘中学校、令和2年4月1日からでございます。

令和2年度の累計といたしましては、54校となります。小学校34校、中学校20校でございます。

選定理由につきましては、「杉並区学校給食調理業務運営改善検討会

報告」を踏まえ、調理職員の状況や施設整備の整備状況、栄養士の配置状況などを総合的に考慮し、新規委託校を決定しました。

今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 杉並区が学校給食の業務委託を長年にわたって進めてきた中で、着実に大きな問題もなく進めてきたということに対して、改めて担当部署の方々、関係の皆様には深く感謝をしたいと思います。

そんな中で残り10校というところで、現在、特に何か問題・課題等があるようでしたら、教えてください。無ければ結構です。

**学務課長** ありがとうございます。委託したところにつきましては学校給食運営協議会を設けまして、新規のところにつきましては、年3回会議を開いていただくことになっております。

また、入札で委託の会社が変わったところに関しては、年2回行っていることになっていまして、それ以外につきましては、年1回、学校給食運営協議会で保護者の方や、調理の方や栄養士の方が入ったり、そこで意見交換をしていますので、そこでそれぞれ改善すべきところがあれば、改善するような形をとらせていただきますので、特別大きな問題が起こったということは今までございません。

**久保田委員** ありがとうございます。

**伊井委員** 私も、スタートの辺りのお話し合いとか、業者の選択のところとか、それから会議そのものに出させていただいたことがあるので、区の方々が真摯な姿勢で、保護者の方々や、色々な業者を選択なさるときに、しっかり検討とか、やり取りを重ねて、進めていらっしゃるということを存じ上げているので、子どもたちの中でも給食の位置づけというのはますます大きくなっている部分もありますが、その辺りもしっかりしていただいているなど。むしろ長期の休みの間には、給食が無いから、少し不安だったり、日頃どれほど給食に助けられているかという話も保護者の方から聞きます。今後とも、食を支えていただくようお願いしたい点が1点。

あと、杉並区は食育も色々な学校でしっかりしているのも、その点も安心な点だなと思っています。

あとの10校に関して、今までのような進め方をなさるのかどうかだけ確認させていただけたらと思います。

**学務課長** ありがとうございます。必ず毎年、次の委託ができるかどうかというのは学校にも履行評価をしていただきますし、業者の方にも自己評価をしていただいて、その内容をまた審査会で審査し、翌年度も委託をすることに対してどうかということを決めさせていただいております。

ちょうど昨日が地元野菜デーだったのです。JAに行き、昨日は長ネギと、小松菜と大根を学校に運びまして、それとともに農家の方に1時間、3年生ですが、5校ほど行っていただいて、地元の野菜を使って、今日はこういう野菜を提供していて、今日は地元の野菜を使ってこういう給食に使用されているということなどをお話していただきました。また区内でどういう野菜が一番取れているとか、どういう果実が取れているとか、そういうお話もさせていただいて、食育の取組も進めさせていただいております。

また、今後の進め方ですが、行財政改革推進計画に基づいて、1校のときもありますが、状況によっては3校、このところは毎年1校ずつ進んできている状況で、その計画に基づいて進めていくような形になっております。

**伊井委員** ありがとうございます。給食のお昼の放送の中で、「今日の〇〇の野菜は、どこどこのものです」というような放送がされていて、地元のものだというような紹介もされているようなこともあるので、子どもたちのためを思っているような食育になっていると思います。

今後ともどうぞよろしく申し上げます。

**学務課長** ありがとうございます。

**久保田委員** 私も校長時代に、民間委託に移行する過程を経験しました。私もそれを見ながら、関わりながら、学校栄養士と業者が連携して色々取り組んでいる姿、これは他の学校でも同じ様子を見たり聞いたりしていたのですが、やはりアレルギー対応も含めて、非常に細かな丁寧な対応もどこもやっていますし、それが何より素晴らしいなと今でも思っています。

今後もそのような取組を応援していきたいと思っています。よろしくお願いたします。

**学務課長** ありがとうございます。今、委員がおっしゃったとおり、アレルギーの対応は、委託に限りませんが、安心安全な給食を提供していく過程ではとても大きな課題というか、やはりアレルギーのお子さんが年々増えているということもありまして、委託業者、栄養士、学校を連携して、二重、三重にチェックしながら、事故の起こらないようにこれからも取り組んでいきたいと思っています。

**教育長** 導入当初、他に危惧された学校給食の質の低下とか、その他学校給食に関わるいくつかの問題点を盛んに議論していた覚えがありますがけれども、こうやって実績を重ねていく中で、給食も素晴らしい内容のものを提供してもらえるようになってきています。あくまでこういったものは、作る側と食べる側、それから仕事を委託する側と受託する側、信頼関係の中できちんと行っていただけたらと思います。是非今後も、必要な話し合いとか、あるいは事業評価を進めながら、適切に進めていただきたいと思います。

**庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。それでは、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、報告事項2番「令和元年度『地域学校協働活動』推進に係る文部科学大臣表彰について」、学校支援課長からご説明いたします。

**学校支援課長** 私からは、令和元年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について、方南小学校支援本部が、令和元年度表彰に選出され、12月2日に文科省で表彰される事になりましたので、ご報告させていただきます。

選出された方南小学校学校支援本部の取組状況ですが、1にありますように「すべては子どもたちのために」の共通目標のもと、地域ぐるみで、「地域と共に発展する開かれた方南小学校」を目指し、子どもたちの健全育成に取り組んでいただいております。活動の内容は2になりますが、教育課程内支援活動、教育課程外支援活動、課外活動運営事業の3つの柱をもとに、地域の商店や人材の協力を得た職場体験や町探検、伝統文化伝承授業、また、朝遊びや放課後遊びの見守り、地域と学校の距離を縮めるために行っております盆踊りや「ホテルを観る会」等の行事の開催など、様々な活動を実施していただいております。

また資料にはございませんが、活動を行うにあたり、多くの方に関わっていただくよう、方南井戸端会議を開催したり、学校と各団体のカレ



ンダーを作成したりするなど、様々な工夫がなされているところがございます。

なお、参考にありますように、杉並区の学校の選出状況ですが、昨年の松庵小学校に続く選出で、小学校では6校、中学校では2校、計8校の受賞となりました。

私からの説明は以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 今回の方南小学校の表彰、本当にうれしく思っています。方南小が8校目ということなので、言ってみれば、杉並区で取り組んできたことがそのまま認められるということだと思っています。

そういう意味では、学校地域協働の取組というものが、方南小1校だけではなくて、かつての7校はもちろん、この後他の何校も続いているというのが杉並の実際でもありますし、そのことが何より評価されているのだらうなと思っています。

同じように、この間伺ったのですが、西田小学校がESD大賞ということで、今週末30日に広島で表彰されると伺いました。

西田小学校もESD、SDGsの取組が地域学校協働の取組としてずっと積み重ねてきたということが認められたということだと思っています。

先週、西田小学校の6年生の英語の授業というか、「西田英語村」というのを見学してきたのですが、私が良いなと思ったのは、まさに学校と地域が一体となった取組なのです。6年生3クラスが、2校次、3校次、4校次と順番に体育館で授業をやっていたのですが、そこに集まった方々はまず、6つのブースがあって、駅の乗換案内のブース、スーパーマーケットのブース、それから文房具屋さんのブース、レストランのブース、それから旅行会社のブース、そして飛行機内のブース。6つの場面、6つのブースがあって、そこに英語のしゃべれる保護者、地域の方々が数えたら全部で16人いました。

1つの地域に英語堪能な方、しゃべれる方、協力する方がパッと16人集まれるというのも、素晴らしいなと思いました。それをまたコーディネートしていたのが、支援本部の方なのです。

まさに地域学校協働の取組が行われている姿を目の当たりにして、この姿がもっと増えていけばいいなと思いました。

改めて西田小に限らず、次は松ノ木小でもやるらしいのですが、区内の各小学校で来年の英語教科化、まさに完全実施に向けた取組準備が広がってきているということを実感しまして、改めて心強く思った次第です。

以上、報告というか、感想でした。失礼しました。

**伊井委員** 今回の受賞といいますか、表彰されることを本当にうれしく思いますし、コーディネーターの方も存じ上げているので、ずっと少しずつ積み重ねてきたものが実ったなどともうれしく思っています。

ここに書いてある8校、そうそうたる学校の活動だなと思っておりますが、方南小もそうなのですが、皆さん思いがある方々が活動を支えていらして、思いのあるところに向かって他の方も巻き込んでいってというところが本当に素晴らしいなと思っています。

それが何より子どもたちにもちゃんと伝わっているなという場面をいろんなところで拝見します。子どもたちが積極的に参加していたり、それから久保田委員がおっしゃっていた西田小学校については、前年度、環境学習のことで学校に伺ったときに、英語村の様子をモニターで流していらして、常にいらした保護者の方や学校を訪問される方々をご覧になれるようにしていて、伝わる方法、伝える方法にすごく工夫があるなと思います。

どの学校もきっとそうなのだと思いますが、これからもこういう大人の姿を子どもたちに見てもらって、次の子どもたちの世代につながっていくと良いなと思います。

今後ともどうぞよろしくお願いします。

**学校支援課長** ありがとうございます。今後というか、他の学校への影響ですが、たまたま先日、学校支援本部の分区の連絡会のようなものがございまして、集まった方々には方南小学校のことをご紹介させていただいて、方南小学校の大嶋本部長からも一言挨拶いただいたり、あとはお互いにどんな取組をしているかという情報交換をして、今は我々事務局が場所をつくっていますが、今後は各分区でやっていただけたらなと考えています。

**久保田委員** 1つ付け足しで、先ほどの西田小の英語村の様子ですが、その時1人担任の先生ですが、英語をしゃべることができました。聞いたところ、その先生、この間、5、6年生の担任を繰り返す中で、ご自身

でも英語をしゃべれるようになったと教えてくださいました。そんなふうに自分から学んでいく先生が実際にいらっしゃるということを目の当たりにして、こういった先生が今後どんどん増えていくと、英語も含めて、すべての他の教科の学習も含めてですが、良い姿が子どもたちを通して、見られるかなと思いました。期待しています。以上です。

**教育長** この地域学校協働活動推進に係る表彰の始まった頃は、地域人材を学校の教育活動に取り込んでいくっていう、どちらかという和学校を支援するっていう色彩が強かったように思います。

地域が学校を支援する活動を取り上げて表彰するっていう状態から、だんだんと発展していく中で、地域と学校は協働して何かをしていく、子どもの育ちを支えていくっていう合意が形成されてきて、一方的に学校が支援を求めるのではなく、学校もまた子どもの教育活動を通して、地域に残せるものは何かということを考えていくことが求められてきました。

初期の段階の井草中学校は、コミュニティー担任という地域の人が、1年から3年のクラスの担任をしてきていました。正規の担任ではないのですが、「コミ担」といって、ホームルームの面倒を見てくれる人がいたのです。これは杉一の朝先生とはちょっと違って、ホームルームの時に担任の先生以外の地域の大人から色々生活のことを教わったり、あるいは指導を受けたり、相談に乗ったりというとても良い仕組みだったのです。

なぜそういうことが始まったかと言うと、当時から教員は忙しかったということと、職員会議とか朝の打ち合わせで先生がいないときにその時間をもったいないから、地域の人がそのクラスで子どもの相手をしましょうと、杉一の朝先生と似ているところがあるのですが、相手は中学生ですから、より大人に近い生徒と地域の大人の方が、交流することができるっていうとても良い関係だったのです。そのことが高く評価されて、最初の表彰は井草中学校だったのですが、今年の松庵小学校の受けた表彰は、もちろん学校を地域が支援するっていう側面は無くなったわけではありませんが、むしろ松庵の地域の様々な地域活動の中に学校の子どもが関わることによって、活性化を図っていく。学校のためだけにあるわけではないし、地域のためだけにあるわけでもない。双方のやり取りを通して、お互いにWin-Winな関係にしていくっていうことが非常に

よく見られた取組であったと思います。

ですので、文科省がいうところの、地域学校協働活動っていう考え方をよく反映しているなど。松庵小学校の取組をまとめていくのを見せてもらった時に、防災、震災訓練とか、あるいはそれに関わる様々な取組であるとか、そういう中で震災訓練をやると地域の人はお年寄りが多く、改めて集まってきた人を見ると、何かあったときにお年寄りばかりで大丈夫かなという話題が地域の町会とか色んな所でかわされて、やっぱり日常的に何かあったときのためには、そういう人間関係を作っていけないといけない。お年寄りの支えになる人もいなきゃいけないし、小さい子どもの面倒を見る力も必要だしっていうことをあらためて皆で考え直したっていうことも地域の方々から伺っています。

学校と地域が単にそれを、地域人材が学校の活動を支えるという一方的なものだと捉えるのではなくて、その関係から生まれる地域の活力とか、コミュニティーの活性化のようなものにつながっていけば、ずっと私たちが言い続けている「いいまちはいい学校を育てる 学校づくりはまちづくり」という行ったり来たりの関係の中で、色々なものが育っていくということだと思いますので、こういった活動はできるだけやっていきたいなど改めて思いました。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項3番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

**生涯学習推進課長** 私からは、令和元年10月承認分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。

10月分の合計ですが、全体で11件でございます。

定例・新規の内訳は、定例が11件、新規が0件。共催・後援の内訳は、共催が3件、後援が8件でございます。ただいまご報告いたしましたとおり、10月分につきましては、新規の事業はございませんでした。

以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いします。

それでは、ないようですので、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

**教育長** それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここから非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

**庶務課長** 次回の教育委員会の開催予定でございますが、12月11日(水)午後2時から定例会を開催させていただきます。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

**教育長** ありがとうございます。

それでは、改めまして、議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第1議案第79号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。

特別区人事委員会は、本年10月21日に、各特別区の議会及び区長に対しまして、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところでございます。

勧告の内容についてでございますが、職員の給与が民間従業員の給与を「2,235円」、率で「0.58%」上回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を平均0.6%引き下げるとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を「0.15月引き上げ」、「4.65月分」とするものでございます。

区では、こうした状況を踏まえまして、本年11月18日に区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等の適否につきまして、特別職報酬等審議会に諮問いたしましたところ、同月25日に答申がなされたところでございます。

答申の内容でございますが、

①特別区においては、勧告を踏まえ職員の月例給が引き下げられることを考えると区長等が重責を担っているとはいえ、その給料等を据え置き、又は引き上げることについては、区民感情を勘案すると慎重な判断が求められるべきであること。

②一方、区長等の期末手当については、特別給に関する勧告内容が、民間従業員に支給された賞与との、いわば純粋な比較であることから、当該内容を反映させることは、一定の合理性があること等を総合的に考

え合わせた結果、職員と同様に、区長等の給料月額及び議員報酬月額を0.6%引き下げるとともに、期末手当の支給月数を0.15月引き上げることが妥当である、とするものでございます。

区では、この答申を受け、検討した結果、区長等の給与及び議員報酬等を答申どおり改定することといたしました。

このことに伴いまして、区長等の給与を改定する等の必要があるため、条例を改正するものでございます。

なお、関連する4件の条例につきまして条建てで改正することとしており、第3条は「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の一部を改正するものでございます。

それでは、この議案のうち、教育長の給与に関する条例の内容につきまして、資料に沿って、ご説明を申し上げます。

議案の最後から2枚目に添付しております、資料2の「給与改定等の概要」をご覧ください。

記載のとおり、教育長の給料月額を0.6%引き下げ、期末手当の支給月数を0.15月引き上げ、4.13月とするものでございます。

最後に、これらの改定等の実施時期でございますが、令和2年1月1日から施行することとし、改正後の期末手当に係る規定は本年12月1日から適用することとしております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第79号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第79号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、日程第2議案第80号「杉並区職員の退職手当に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明申し上げます。

先ほどご説明いたしましたとおり、特別区人事委員会は、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、公民較差を解消するため、職員の給料表を平均0.6%引き下げるとともに、特別給については、年間の支給月数を「0.15月引き上げ」、「4.65月分」とするものでございます。

なお、この支給月数の引き上げ分につきましては、民間の支給状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとしたところでございます。

特別区におきましては、この勧告の取扱いにつきまして、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を踏まえて給与改定を実施することとし、併せて、今年度の定年退職者等の退職手当は、現行の給料月額を基に算定することといたしました。

このことに伴いまして、幼稚園教育職員の給与を改定するため、条例を改正するものでございます。

なお、関連する2つの条例の改正を条建てで行うとともに、そのうちの1件の条例については、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、3条建てとしております。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿って、ご説明を申し上げます。

議案の最後から2枚目に添付しております、資料2の「給与改定の概要」をご覧ください。

まず、「給料表」の改定でございます。

公民較差を解消するため、給料表の給料月額を、別表第1のとおり、引き下げることとしております。

次に、「期末手当及び勤勉手当」の支給月数の改定でございます。

この表には、現行の支給月数、令和元年度の支給月数、令和2年度の支給月数を、それぞれ記載してございます。

職員及び管理職員の勤勉手当については、年間の支給月数を「0.15月」引き上げ、年間の特別給を「4.65月分」とするとともに、再任用職員及び再任用管理職員のものについては、年間の支給月数を「0.1月」引き上げ、「2.45月分」としております。

次に、「退職手当」の改正でございます。

今年度の定年退職者等の退職手当につきましては、現行の給料月額を基に算定することとしてございます。

最後に、施行期日等でございます。

第2条による給料表に係る改正は令和2年1月1日から、勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、勤勉手当に係る規定は本年12月1日から適用することとしております。

第3条による勤勉手当に係る改正は、令和元年4月1日から施行することとしております。

第1条による退職手当に係る改正は、令和2年1月1日から施行することとしております。

そのほか、給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことが出来ること等としております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第80号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんが。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第80号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、日程第3議案第81号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

先ほど議案第80号でご説明いたしましたとおり、特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」では、職員の勤勉手当を引き上げることとしております。

また、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当であるとされたところでございます。



東京都の教育職員の給与につきましては、本年10月16日に、東京都人事委員会から都知事等に対しまして報告及び勧告が行われたところでございますが、公民較差が極めて小さいため、給料表の改定を見送っております。

区では、これらのことを踏まえまして、慎重に検討を進めた結果、給料表の改定は見送り、勤勉手当を引き上げることといたしました。

このことに伴いまして、学校教育職員の給与を改定する必要があるため、条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿って、ご説明を申し上げます。

議案の最後から2枚目に添付しております、資料2の「給与改定の概要」をご覧ください。

勤勉手当につきまして、幼稚園教育職員と同様に改正を行うこととしております。

最後に、施行期日等といたしまして、幼稚園教育職員と同様に、この条例の施行日、適用日に関する規定等を定めております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

**教育長** これは給与表が改定されないけれども、期末勤勉手当の支給月数については変わるということですね。

**庶務課長** 期末・勤勉手当の方は、幼教と同じように引き上げになり、4.65月で揃うということになります。

**教育長** わかりました。

**庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第81号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第81号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。